

内閣府特命担当大臣 伊東 良孝 様  
消費者庁長官 新井 ゆたか 様  
消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子 様

令和7年5月12日  
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント・相談員協会（NACS）  
代表理事会長 河上 正二

### 地方消費者行政充実・強化のための意見書

本協会は、「消費者利益と企業活動の調和を図り、社会に貢献する」ことを目的に、「消費者被害の未然防止・救済」「消費者啓発・教育」「企業の消費者志向啓発」を柱として、健全な消費社会の形成を目指している「消費生活に関するわが国最大の専門家団体」です。そして、毎週末、大阪、東京の相談室で電話相談（ウィークエンドテレホン）を開催し、休日の行政相談が受けられない全国の方々への、消費生活相談の駆け込み寺的役割を果たしています。またその結果を報告書として取りまとめ、毎年、行政関連機関や消費者団体などへ配布しています。

#### 意見

令和7年度をもって「地方消費者行政強化交付金」の活用期間が終了するという政府の方針に対し、私たちNACSは継続を強く要望いたします。消費者行政は、日常生活の安全・安心を支える重要な社会基盤であり、とりわけ高齢者や若年層、障がい者などの社会的弱者を保護し、健全な消費生活を実現するために欠かせない行政分野です。その現場を支えてきたのが、まさに本交付金であり、これを終了することは消費者の安全を後退させるものであり、持続可能な地域社会の構築にも逆行するものであります。

#### 1. 地方消費者行政の現状と課題

近年、消費者を取り巻く環境はますます複雑化・多様化しています。インターネットやSNSを利用した詐欺的商法、暗号資産やFX取引等の難解な金融商品トラブル、成年年齢引き下げによる若年層の契約被害、さらには高齢者を狙った悪質商法など、消費生活に関わる課題は年々増加傾向にあります。

こうした中、地域の消費生活センターや相談窓口は、住民にとっての「最後の砦」として大きな役割を担っています。消費者トラブルの早期発見・解決は、被害の拡大を防ぐだけでなく、将来的な生活困窮の予防や、自立した消費者の育成にもつながります。しかし

ながら、自治体における財政状況は厳しく、相談員の人材確保や専門性の維持、相談窓口の体制維持に多くの困難を抱えています。

## 2. 地方消費者行政強化交付金の果たしてきた役割

「地方消費者行政強化交付金」は、こうした現場の課題に対し、国が自治体を支援する財政的手段として創設され、地方における消費者行政の体制強化に大きく貢献してきました。具体的には以下のような役割が果たされてきました。

- ・消費生活相談員の雇用・研修費用の支援
- ・消費者被害防止のための出前講座・啓発イベントの実施
- ・若者・高齢者向けのきめ細やかな消費者教育の展開
- ・広域連携による相談体制の構築
- ・地域特性に応じた柔軟な行政対応の実現

これらの取り組みにより、多くの自治体で相談対応件数の増加や、被害未然防止の成果が上がっており、国民の安心・安全の向上に大きく寄与しています。特に財政基盤の小さな市町村においては、自治体単独では十分な体制整備が困難であり、本交付金がなければ消費者行政の維持すら危ういという現実があります。

## 3. 交付金終了がもたらす深刻な影響

本交付金の終了は、こうした成果の継続を困難にし、地域における消費者行政の空洞化を招きかねません。特に、以下のような深刻な影響が懸念されます。

### ① 自治体間格差の拡大

財政的余裕のある自治体と、そうでない自治体とでは消費者行政の質・量に大きな格差が生じ、住民の安全が地域によって左右される事態となりかねません。

### ② 相談体制の縮小・停止

交付金により維持されていた窓口の廃止、相談時間の短縮、非常勤相談員の雇止めなどが進み、消費者の声を受け止める現場が機能不全に陥る恐れがあります。また、専門的な知識と経験を要する相談員の人材育成が困難になり、相談体制の質が低下する恐れがあります。

### ③ 広域的な連携の断絶

交付金により進められてきた自治体間の連携・協力体制が維持できなくなり、効率的・効果的な相談対応が困難になります。

### ④ 啓発・教育活動の縮小

交付金が終了すると相談員の人数を削減せざるを得ず、その結果、残った相談員は消費

者教育に時間をさけず、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動が縮小されることになり、特に若年層や高齢者への教育機会が減少し、将来の被害拡大につながるものが懸念されます。その結果、単に行政の問題にとどまらず、消費者被害の増加や生活の不安定化を招き、他の分野にも波及する「社会的コストの増大」へとつながることが予想されます。

#### 4. 消費者行政の持続可能性のために

今後の消費者行政は、デジタル化やグローバル化、さらには消費者の権利意識の向上に即した政策展開が求められます。特に 2022 年の成年年齢引き下げや、高齢化の進行、外国人住民の増加といった社会構造の変化を踏まえれば、むしろ消費者行政には一層の強化が求められています。

このような背景のもとで、国が継続的に地方自治体を財政的に支えることは必要不可欠です。自治体が自らの判断で消費者行政を拡充できるような財政的後押しを行うことで、初めて国民の誰もが安心して安全に暮らせる社会が実現されます。

#### 5. おわりに

消費者行政は、表面的には目立たない分野かもしれませんが、そこには日々、多くの生活者が悩み、助けを求め、立ち直っていく姿があります。私たち NACS は、ウィークエンドテレホンを通じ、全国各地で相談に寄せられる「生の声」を受け止め、その切実さを誰よりも実感できる立場にあります。

交付金の終了は、そうした声に応える体制を失うことに他なりません。消費者被害の拡大を防ぎ、誰もが安心して消費生活を営むことができる社会の実現のため、私たちは本交付金の制度の継続を強く求めます。

「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に記載されている「地方消費者行政の抜本的な強化を図る」ことは、消費者庁の設立後 15 年経過した今も、その必要性は変わらず、地方消費者行政強化交付金の役割は終わっていないと思います。

消費者の声を政策に反映させるという原点に立ち返り、政府におかれましては、令和 7 年度以降も引き続き本交付金を継続し、消費者行政の更なる充実を図るよう、強く要望いたします。

以上